

平成30年度  
第12回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成31年3月11日開会

高松市農業委員会

平成30年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成31年3月11日（月）午後1時55分開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 9番 森口 憲司
- 17番 花澤 均

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 稲積 直子
- 主 任 主 事 藤澤 英宣
- 主 任 技 師 河合 良治

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計  
画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から平成30年度第12回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

なお、森口委員、花澤委員から欠席、神内委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は21番宮武委員及び24番古川委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番・2番は、第三者が転用するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃貸権2番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、一部は賃貸人が自ら耕作し、一部は土地整形のため小作人へ譲渡するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番のとおりです。

なお、農道部分については、非農地証明願が同時に提出されています。

5番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番のとおりです。

6番は、賃貸人の孫が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借15番のとおりです。

7番は、賃貸人が香川県農地機構を介して別の農家へ貸し付けるため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書 2 ページをお開きください。

8 番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9 番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 31 番、32 番のとおりです。

10 番は、賃貸人が 4 月から別の農家と利用権設定するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

11 番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 35 番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、貸人が転用する予定のため返還を受けたものです。

2 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請賃借権 2 番のとおりです。

3 番から 5 番までと 7 番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

6 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 15 番のとおりです。

8 番は、一部は貸人が自ら転用し、残りの一部を第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 12 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 23 番、24 番のとおりです。

議案書 4 ページをお開きください。

9 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 25 番のとおりです。

10 番は、貸人が別の農家へ譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 10 番のとおりです。

11 番は、貸人が地元の法人へ貸し付けるため返還を受けたものです。

12 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 33 番のとおりです。

13 番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 11 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 13 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

**兔子尾委員** 今回の特別現地調査委員は、宮武委員、古川委員と私の3名で3月8日に現地調査を実施しました。

1番については、農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案使用貸借2番と一体利用するもので、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して宮武委員から報告をお願いします。

**宮武委員** 現地調査委員の宮武です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市塩江支所南4.4キロメートルに在り、造園業を営む転用者が販売用樹木を植えて保管しておく仮植場用地として転用申請するものです。

立地基準については、周辺が山林の第2種農地に区分されますが、自宅兼事務所に隣接しており事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案使用貸借2番と一体利用するもので、合計面積は4,122平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松西インターチェンジ東900メートルに在り、セメント製品の製造・販売業を営む法人の代表者が法人への露天貸資材置場・駐車場・セメント製品製造工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所の南隣で利便性が良く、市道に面し資材等の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに造成・建築済みですが、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が106平方メー

トルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が142平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、平屋建1棟の納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の納屋が手狭なことから、新たな納屋を所有宅地及び隣接する申請地を利用して建築する計画としており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が99.77平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、平屋建1棟の倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、木工所を営んでいる申請者が事業の拡大に伴い、フォークリフトや木工機械の収納を目的に自宅西隣に倉庫を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が52平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年3月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が685平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が68.05平方メートル有ります。

7番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年6月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が911.27平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、2階建1棟の貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地に隣接するうどん店の貸倉庫として建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るもの



です。

9番は、2階建1棟の非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自己の所有する土地に住宅を新築するもので、接道要件を満たす土地は本申請地のみであることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書6ページをお開きください。

12番は、土地の形状を整えるため農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が920.35平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

13番は、平屋建1棟の農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自己の所有する宅地と隣接する申請地と併せて住宅を新築する計画であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が481.68平方メートル有ります。

14番は、選挙事務所の駐車場用地として平成30年12月25日から33年12月24日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者はこの度、高松市議会議員選挙に立候補することになり自宅敷地内に選挙事務所を建築しましたが、敷地内に十分な駐車スペースが取れないため市道に面し選挙事務所にも近い申請地を選定したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復元の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、平屋建1棟の農業用倉庫、平屋建2棟の物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は盆栽栽培・農業従事するため倉庫・物置を自宅の隣接地に建築するもので市道からの進入も容易で利便性が良く、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年1月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が138.54平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借17番に関連しています。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加に伴い駐車場が不足し住宅の南隣接地を駐車場用地として申請するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年10月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が608.47平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の建替えに伴い隣接農地を物干場として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年4月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が719.20平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

**藤澤主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成29年12月14日付けで使用貸借による権利の設定により営農型太陽光発電設備用地として許可を受けていましたが、契約の解除による許可の取消願があったものです。なお、取消のあった農地については今後も農地として継続利用するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主任主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成28年2月19日付けで分譲住宅用地として住宅2階建1棟の許可を受けていましたが、周辺住民及び団地居住者から付近での貸駐車場の要望を受けたことと、団地内道路での路上駐車を解消するため転用目的を露天貸駐車場用地とし、工事完了日を平成32年2月29日まで延長するための事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成31年1月11日付けで役員を務めていた自動車販売会社への露天貸駐車場用地として許可を受けていましたが、整備車両と代車車両置場も不足していることから、転用区域を拡張し工事完了日を平成31年5月15日まで延長するため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

3番は、平成30年12月11日付けで共同住宅用地として許可を受けていましたが、転用区域を拡張し工事完了日を平成31年12月20日まで延長するため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借8番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主任主事** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、昭和48年2月28日付けで住宅用地として許可を受けていましたが、その後、家庭の事情により帰郷することが困難となり、事業遂行ができず今日に至っております。この度、近隣の者から露天駐車場として利用したい旨要望があったことから、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権36番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の4番、9番、賃借権の1番、使用貸借の2番及び3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

なお、使用貸借の2番は先ほど審議いただいた4条特別議案1番と一体利用するものです。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き宮武委員及び古川委員から報告をお願いします。

**宮武委員** 現地調査委員の宮武です。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾中学校南西950メートルに在り、土木工事業を営む転用者が他の場所にある資材置場を申請地一か所に集約するため、新たな露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が188.67平方メートルあります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案使用貸借1番と関連し一体利用するもので、合計面積は2,516平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太北部小学校北150メートルに在り、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。なお、北側隣接農地関係者の同意は得られていなく、転用後に被害が生じた場合は転用者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されていますが、継続して隣接者の同意を得る努力をしており、議案にのせて継続審議扱いにしたいと考えています。

3番の申請地は、高松市立川添小学校北650メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、500メートルほど西側、南側一体は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅・共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域であり自社が開発分譲中の住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。開発区域内道路を含む併用農道が126.20平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、香川大学工学部南東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申

請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道三谷・林線に接し主要地方道中徳・三谷・高松線にも近く交通の利便性が良く、500メートルほど北側一体は都市計画用途地域で、周辺は教育・商業施設が整い分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり購入需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立檀紙小学校東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香西線に近く交通の利便性が良く、周辺は閑静な住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が19.49平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立檀紙小学校南西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、申請地南側は分譲住宅団地に接しその開発道路が利用でき、また、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が28.8平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、7番からは、古川委員が説明します。

**古川委員** 現地調査委員の古川です。7番からは私が説明します。

7番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北東700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、申請地南西側が高層マンション2棟に接する第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると

考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が655.29平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知12番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

8番の申請地は、高松市山田支所北西1.1キロメートルに在り、土木建築工事業を営む転用者が業務拡大に伴い既存の資材置場が手狭になり、自社営業所の西側隣接地に新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存資材置場西側で一体利用でき事業効率が良く、県道西植田・高松線に近く資材等の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が130.94平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立植田小学校北2キロメートルに在り、土木工事業を営む転用者が業務拡大に伴い既存の資材置場が手狭になり、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社から近く管理が容易であり、隣接地は大半が山林で周辺被害の少ない選定となっており、また、県道西植田・高松線にも近く資材等の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用山林が462.04平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。ここからは、賃借権について説明します。

1番の申請地は、香川大学工学部西400メートルに在り、「ぽかぽか温泉」の店名で四国及び九州地方で浴場業を営む転用者が公衆浴場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に面し主要地方道中徳・三谷・高松線にも近く交通の利便性が良く、周辺に同様の施設がなくサンメッセ香川の近傍で多数の集客が見込まれ、周辺は教育・商業施設が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する水路を含め併用雑種地等が2,401.58平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知1番、2番及び使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市香南支所南1キロメートルに在り、高品質乳の増産及び事務所の老朽化のため、新たに牛舎、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、平成12年に土地改良法による換地処分の行われた第1種農地に区分されますが、第1種農地の不許可の例外、「農業用施設」に該当し、代替地の検討もされた結果、周辺に転用者の関連肥育施設があり事業集約が可能で、また、高松市道に面し飼料の搬入や製品の搬出に利便が良いこと等により、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地に相当する面積について、換地処分前の平成10年に堆肥舎として農地法第4条許可を得た経緯がみられますが、地番のつながり、資料も現在確認できず不確かであり、現況に合わせて転用申請したものです。建築済みであることから無断転用の解消も図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。ここからは、使用貸借について説明します。

1番の申請地は、転用する法人の代表者が所有する農地で用途地域内の第3種農地に該当し、使用貸借による権利を設定し、先ほど説明しました特別議案所有権1番と一体利用し、露天資材置場・駐車場用地とするものです。

5条特別議案所有権1番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。併用宅地が、188.67平方メートルあります。なお、平成元年ごろに造成済みで、併せて無断転用の解消を図るものです。総面積が2,704.67平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、造園業を営む転用者が露天資材置場用地として転用申請するものです。

先ほど説明しました4条特別議案1番と一体利用するもので、立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅兼事務所に近く事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。



現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立植田小学校北東1.6キロメートルに在り、建設業を営む転用者が既存の資材置場が手狭になり、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に近く資材等の搬送にも便利で生活環境への悪影響も少ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用ため池が186平方メートルあります。

なお、申請地は平成25年に花崗土採取による農地造成目的で一時転用許可を得ていましたが、復旧後の農地利用が困難となり完了、復元されないまま現在に至り、転用者が事業上の必要から利用していたもので、併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権2件、使用貸借3件であります。

所有権2番の継続審議案件を除き、許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主任主事** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が65.87平方メートル有ります。

3番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページをお開きください。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、認可地縁団体である自治会が、既存の集会所敷地に駐車場が無く遠方の高齢者等の会員が不便をきたしていることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存集会所敷地に隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が127.59平方メートル有ります。

6番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となってきたことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現居住地と同じ地域で主要地方道三木・国分寺線に近く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は、不動産及び建築業を営む法人で、関連事業としてため池等に設置している大規模太陽光発電設備の維持管理をサポートする業務をしており、交換用パネル及びフロート等の資材置場が不足していることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、事務所から比較的近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、自動車販売・修理業を営む法人の役員で、既存店舗の工場敷地内で整備車両の保管場所が不足していることと、また、転用者は借家住まいであり現在の住居が手狭であることから、自己住宅及び管理事務所、車両置場を兼ねた住宅兼貸事務所・露天貸車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通のアクセスが良く、経営している会社にも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、事務所及び車両置場については、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、会社の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

12ページをお開きください。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し主要地方道高松・長尾・大内線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が2.08

平方メートル有ります。

14番は、役員を務めていた自動車販売会社への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、先に許可を受けた露天貸駐車場と接続して転用するもので、市道から延びる転用者の進入路と居宅に面し進入路を挟んで利用している会社に接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が400.23平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連していません。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年10月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が686.28平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線と近接し、周辺は教育施設等の公共施設に近く分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が164.11平方メートル有ります。

18番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が339.90平方メートル有ります。

13ページをお開きください。

19番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と南側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

20番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が219.55平方メートル有ります。

21番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、旅客自動車運送業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により車両バスが増えたことに伴い既存駐車場が手狭となっていることから、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が18.22平方メートル有ります。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

23番は、タイル工事業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により従業員及び車両が増えたことに伴い事務所の敷地と既存資材置場が手狭となっていることから、新たな露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、利用している資材置場と隣接し事務所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

14ページをお開きください。

25番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に面し幹線道路へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

27番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し高松西インターチェンジにも近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整った住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、居住していた住宅が、県道円座・香南線の改良工事のため収用され、先に転用許可を受けた転用地に住宅を建築し、水路を挟み隣接している申請地を自家用車の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、建築する住宅と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が411平方メートル有ります。

29番は、住宅の進入路及び自家用車の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地への進入路と駐車場であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

30番は、宅地分譲用地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,725.44平方メートル有ります。

31番は、医師である転用者が診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は教育・商業施設の整った宅地化の進んだ地域であり診療所として十分需要が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知9番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権32番に関連しています。

32番は、薬局経営を営む法人の役員が転用者となり、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、先ほどの診療所と併せて一体開発することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知9番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権31番に関連しています。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

15ページを御覧ください。

34番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

36番の転用者は、車のディーラーをしており、現在の住居敷地内で自家用車以外の駐車場所が不足していることと近く子供と同居することから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、居住している住宅に道路を挟んで転用するもので利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更1番に関連しています。

37番の転用者は、個人でイベント企画会社を経営しており、実家にある事務所兼住宅が業務量及び取引先の増加により手狭となっていることから、新たな事務所兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し幹線道路への接続の利便性が良く、取引している関連会社からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

38番の転用者は、借家住まいで子の成長に伴い現在の住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、実家に隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

39番の転用者は、現在借家住まいで結婚を機に分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く親の面倒や農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番の転用者は、大型ショッピングセンターを経営している法人で、来客者及び従業員の増加に伴い駐車場が慢性的に不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,249.40平方メートルあります。

3番の転用者は、鉄工業を営んでいる法人で、近年の業務量の増加に伴い従業員も増え通勤用車両の駐車場が不足していることから、法人の役員の農地を借り受けて新たな



露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し交通の利便性が良く、法人の工場にも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、不動産及び建築業を営んでいる法人で、役員の農地を借り受けて貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺は商業施設等も整った宅地化の進んだ住環境の良い地域であり貸住宅として十分需要が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18ページを御覧ください。

5番の転用者は、建設業を営んでいる法人で、受注した公共工事平池グリーントウン急傾斜地崩壊対策工事第2工区の施工に際し、工事期間中の仮設事務所・露天資材置場用地として平成31年3月20日から9月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、コンビニエンスストアを営んでいる法人で、既存店舗の建替え工事に併せて、手狭であった駐車場を拡張する露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19ページを御覧ください。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既

存住宅の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年6月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、父所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを288枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く利用及び管理がし易く、また、申請地は市道及び農道・水路に囲まれ不整形でもあり耕作するには不便である農地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年12月3日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し交通の利便性も良く、道路を挟んで実家と隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、親族の所有する農地を借り受けて住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅地の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が190.85平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面し交通の利便性も良く、実家と近接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し交通の利便性も良く、実家に近接しており親の面倒も見られることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が79平方メートル有ります。

8番は、母所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は共同住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれ、先に許可を得ている共同住宅と接続して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1.11平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請3番に関連しています。

9番は、既存住宅を県道用地とスーパーの事業敷地に提供することとなり、新たな自己住宅を建替えることとなったことから、母所有の農地を借り受けて農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線沿いで交通の利便性が良く、周辺は大型スーパー等の商業施設が整い宅地化の進んだ住環境の良い地域で子の分家住宅に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、宅地の総面積が500平方メートルを超えていますが、北側狭あい道路の後退部分面積を引くと有効利用面積は492平方メートルとなり問題ないと考えます。

10番も、既存住宅を県道用地とスーパーの事業敷地に提供することとなり、新たな自己住宅を建替えることとなったことから、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線沿いで交通の利便性が良く、周辺は大型スーパー等の商業施設が整い宅地化の進んだ住環境の良い地域で実家と隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

11番は、子所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するもので

す。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性も良く、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し国道193号線バイパスへのアクセスも良く、周辺は商業施設等で宅地化の進んだ住環境の良い地域で実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し県道山崎・御厩線へのアクセスも良く実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性も良く実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

16番は、母所有の農地を借り受けて発電出力33.7キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを184枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことと、申請地は市道と住宅に挟まれた耕作するには不便である農地でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年10月23日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もで

きており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請16番に関連しています。

18番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性も良く、実家から近く親の面倒も見られ農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家と兄夫婦の住宅と隣接して転用するもので、親の面倒も見られ農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

21ページを御覧ください。

20番は、新たに購入する農業機械と農作業場を確保するため両親所有の農地を借り受けて納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の敷地と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

(神内委員入室)

21番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業昭和63年度団体営柳谷地区圃場整備の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権31件、賃借権5件、使用貸借19件、計55件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、平成29年12月5日付けで営農型太陽光発電設備の下部農地部分に耕作目的で使用貸借による権利を設定するため、2番は、平成29年12月14日付けで営農型太陽光発電事業を行う法人が太陽光パネルを設置する空中部分の利用目的で使用貸借による権利を設定するため許可を受けていましたが、転用計画の中止に伴い契約解除となったため許可の取消願が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主査** 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り

渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、残存小作地を解約後、小作人が土地整形のため譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

4番・5番は、自作地を相互に交換するもので、所有地により近い農地を取得し、取得後はそれぞれ果樹、麦を作付けするものです。

6番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブルーベリーを栽培するものです。

7番は、譲渡人が療養・生活資金を必要とするため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を作付けするものです。

8番は、残存小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

議案書24ページをお開きください。

9番は、農業経営基盤強化促進法による小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

10番は、一筆は経営規模の拡大のため、残りは農地法及び農業経営基盤強化促進法による小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

11番も、農地法による小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き花などを栽培するものです。

12番は、土地整形を希望する譲受人が自作地の隣接農地を県から購入するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・花を栽培するものです。

14番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、新規営農を希望する子へ譲り渡すもので、取得後はイチジク・栗を栽培するものです。

議案書25ページをお開きください。

15番は、農業経営基盤強化促進法による小作地を小作人が購入するもので、取得後は引き続き水稻・麦を作付けするものです。

16番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜・果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権38番に関連しています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書27ページをお開きください。

1番は、昭和44年ごろから農道として、2番のうち、2筆は平成30年12月1日から農道として、残りの1筆は昭和44年ごろから水路として、また、4番は、昭和43年ごろから水路としてそれぞれ利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和63年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

5番は、昭和60年4月から農業用倉庫として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（納屋等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく



お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。平成31年2月5日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成31年2月4日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市牟礼町大町字丹僧に在る山林及び宅地0.7922ヘクタールです。

4ページに位置図、5ページ以降には現況図、利用計画平面図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土砂の採取後山林に復旧するもので、変更内容は、開発行為の完了日を平成31年3月29日から34年3月29日に変更し期間を延長するものです。

2月25日に牟礼地区担当委員と地区担当で現地を確認、地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長されても農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。そこで、高松市長へは資料1ページ下段の案のとおり、「本開発行為の延長に当たっては、これまで同様、開発区域の下流域に在る農地、農業施設及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成31年3月5日付けで高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページ、総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

1ページの下段の箱書きの中に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が12件、合計面積が3,170.95平方メートルです。

次に、2ページを御覧ください。

農地の排水のための用悪水路であり、農用地利用計画の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものが1件、面積が36平方メートルです。

以上、議案第13号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については意見の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号は意見の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

本年1月17日から31日にかけて開催しました農業相談会において受付をした利用権設定について、農用地利用集積計画を策定するに当たり、高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。これが全体の合計で、貸借の申出件数は449件、筆数が1,181筆、面積は合計で1,140,806.79平方メートルとなっており、昨年同時期に比べて10.4パーセントの増となっております。

3ページと4ページの表は、2ページの表の内訳になっています。

3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、面積は753,195.16平方メートルでした。

4ページの表が、香川県農地機構に係る貸借で、面積が387,611.63平方メートルとなっており、面積比較で今回の農地集積のおよそ34パーセントが農地機構を利用したものとなっています。

また、4ページの右上に「2. 所有権移転」という小さな表があり、そこに2,984平方メートルとありますが、これは農地機構の特例事業による所有権移転です。

各筆明細書の最後のページ、29ページを御覧ください。

一番下の整理番号1000番に、対象農地が5筆で香川県農地機構からの所有権移転とあります。

これは、10月の定例総会でも御説明申しあげましたが、農業経営基盤強化促進法第7条に定められた「農地中間管理機構の特例事業」によるもので、農地法第3条の許可を必要としない農地の所有権移転です。

前回、10月31日の公告のタイミングに合わせて、対象農地を前の所有者から農地機構へ所有権移転を行いましたので、今回、3月29日の公告に合わせて農地機構から売り渡すものです。

本件につきましては、1月30日の第7地区の農業相談会の後、古川農業委員さん、森西推進委員さん、上原推進委員さん3名の立会いの下、農用地利用調整会議を実施し農地機構と譲受人との間の調整を図ったものです。

その他の貸借案件につきましては明細書のとおりです。

以上、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については異議ない旨決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成31年2月6日から3月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、1月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が15件、2月議決分といたしまして4条が6件、5条が18件、合計で4条が8件、5条が33件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、2月議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、合計で4条が0件、5条が14件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、11月議決分の23番・31番・32番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係の1月議決分の4番及び賃借権の2番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

2月議決分の5条関係で、2番・3番・5番・6番・12番・14番・15番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

17番及び使用貸借の3番が所有権14番と一体開発のため許可保留となっております。

以上で許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成30年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員